

枚方市災害廃棄物処理計画

【 概 要 版 】

令和元年（2019年）10月

枚方市

第1章 総則

計画策定の背景及び目的

(1) 背景

- 近年頻発している災害においては、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物等が一時に発生し、その処理が大きな課題となっている。
- 国から都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合をとりながら、災害廃棄物の処理計画を策定することを求められている。

① 国（環境省）

⇒ 災害廃棄物対策指針

② 大阪府

⇒ 大阪府災害廃棄物処理計画

③ 枚方市

⇒ 平成30年度災害廃棄物処理計画
策定モデル事業に選定



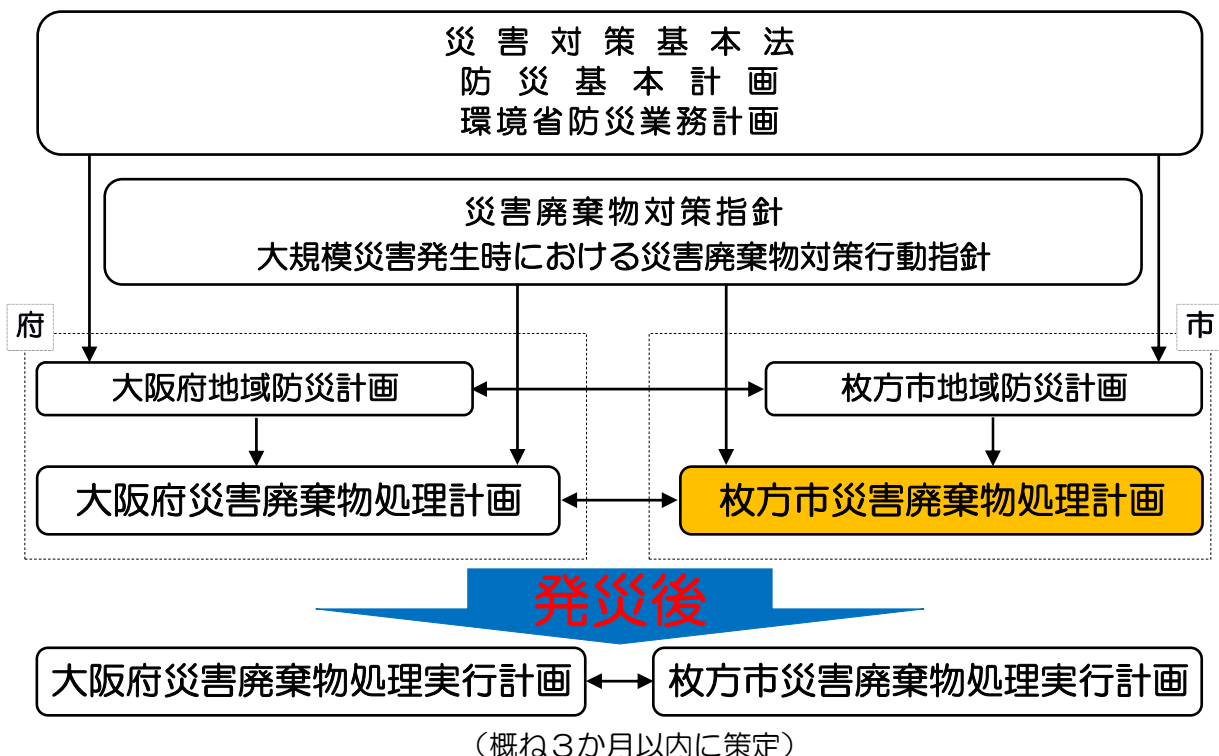
平成30年6月大阪府北部を震源とする地震により発生した災害廃棄物（本市）

(2) 目的

- 災害規模想定を行い、課題等を抽出（最大規模の災害）
- 発災後に作成する実行計画策定のための考え方の整理
- 発災後に市が実施すべき基本的事項の整理

計画の位置付け

本計画は、災害廃棄物対策指針に基づき、大阪府が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図り、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として位置付ける。



想定する災害と被害の概要

本計画で対象とする地震災害及び水害については、国や府、本市で具体的な被害が推計されており、それぞれについて本市内で最も被害が大きくなる災害を想定し、災害廃棄物等の発生量の推計等を行う。

(1) 地震災害（生駒断層帯地震）

市域で人的・物的被害が最も大きな被害が発生すると想定されている生駒断層帯地震について検討を行う。

生駒断層帯地震による建物被害想定

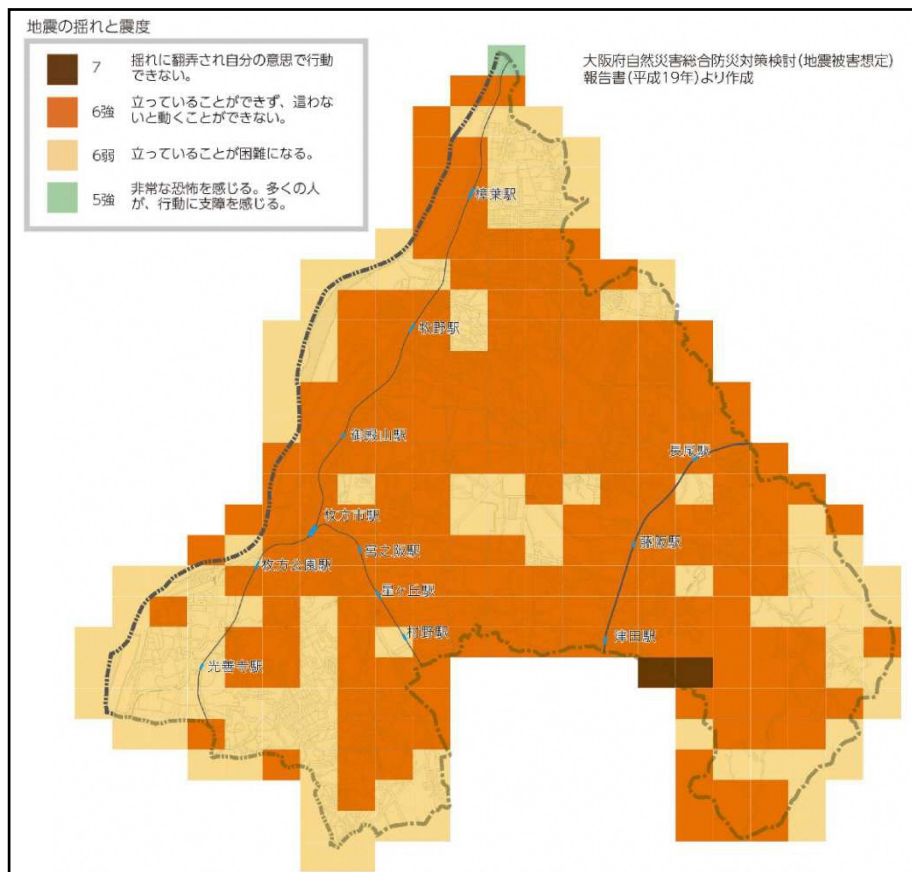
災害種別	建物被害（棟）			
	全壊棟数	半壊棟数	火災焼失棟数	合計
生駒断層帯地震	20,829	21,088	2,570	44,487

(2) 水害（淀川の氾濫）

本市西部を南流する一級河川淀川の氾濫による水害を想定し検討を行う。

淀川の氾濫（最大想定規模）による建物被害想定

対象河川	建物被害（棟）				
	全壊棟数	半壊棟数	床上浸水	床下浸水	合計
淀川の氾濫	26,479	1,400	2,726	1,344	31,949



生駒断層帯地震 震度分布図

第2章 計画の基本的事項

基本方針

災害廃棄物処理に係る基本方針は次のとおり。

(1) 計画的かつ迅速な対応・処理

被災地や道路状況、災害廃棄物発生量、処理施設の廃棄物処理可能量等を逐次把握し、計画的かつ迅速に対応し、処理する。

(2) 環境・安全に配慮した処理

周辺住民の生活環境に配慮し、作業者の安全確保を徹底する。

(3) 経済性に配慮した処理

可能な限り最小の経費で最大の効果が得られる処理方法を選択する。

(4) リサイクル及び再資源化の推進

多量の災害廃棄物発生が想定されるため、可能な限りリサイクル及び廃棄物の再生資源化による復興資材としての活用を図る。

処理目標期間

東日本大震災の事例等を参考に早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については3年で終わることを目標とする。

内 容	処理目標期間
災害廃棄物の撤去（道路上や生活域近辺のもの）	1年以内
災害廃棄物等（破損した粗大ごみ等）の収集	
災害廃棄物等（破損した粗大ごみ等）の処理	1年6か月以内
一次仮置場への搬入完了 （倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	2年以内
一次仮置場からの搬出完了 （二次仮置場等への搬入完了）	2年6か月以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

処理主体

- ・ 原則は、市が処理主体。
- ・ 河川、道路、鉄道等の公共施設や工場・事業所等の廃棄物の処理は、事業者が実施することを基本とする。

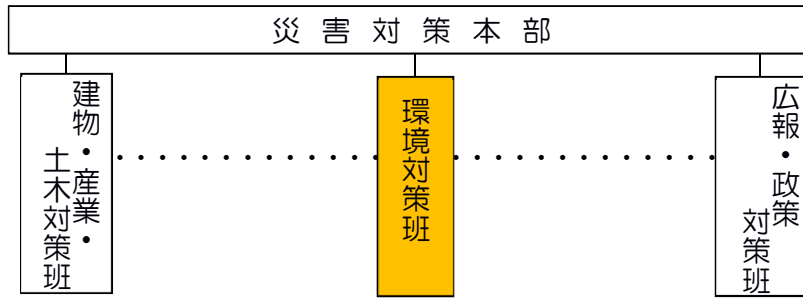
実行計画の策定

災害発生後に、迅速に被害状況等を確認し、具体的な処理方法を定める「災害廃棄物処理実行計画」を概ね3か月以内に策定。

組織体制等

(1) 組織体制

災害対策本部は災害廃棄物処理を担当する環境対策班を構成することができる。



(2) 市民啓発・広報

ごみの収集状況や仮置場に関する情報等を様々な手法で提供し、混乱の防止と生活環境の保全を実施

処理スケジュール

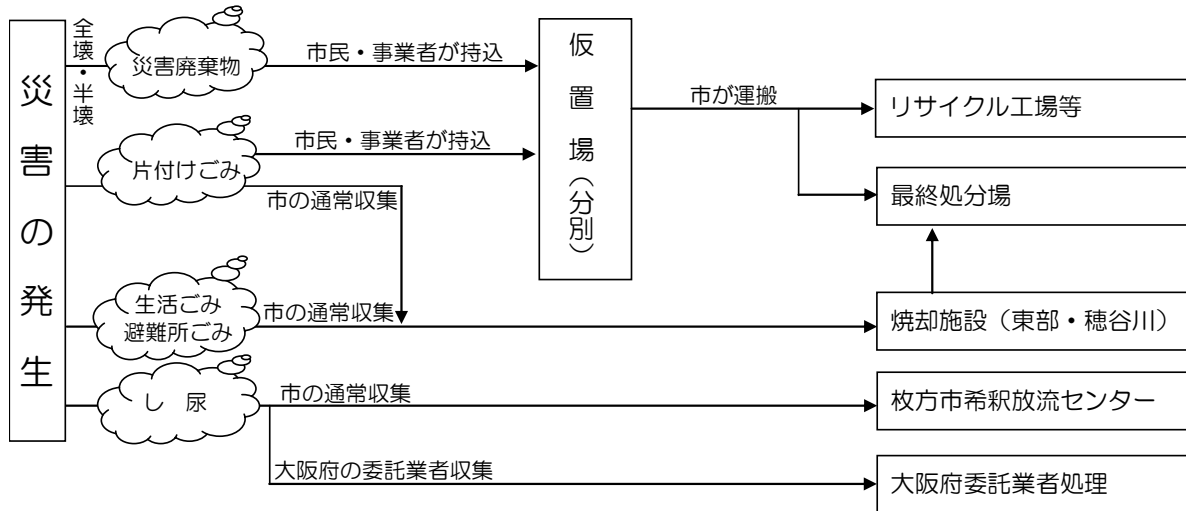
(参考) 災害廃棄物処理計画の処理スケジュール (イメージ)

	初動期 (発災～3日)	応急対応期 (3日～1か月)	復旧・復興期 (1か月～3年)
指示連絡体制の整備	→		
被害状況等の把握	→	→	→
仮設トイレ・し尿・生活ごみ等	→	→	→
府との連絡調整		→	→
災害廃棄物	→ 廃棄物発生量の推計	→ 仮置場面積の推計 → 廃棄物発生量の把握	→ 1次仮置場の設置・運用 → 2次仮置場の設置検討・運用 → 実行計画の策定 → 処理の委託 → 破砕・選別施設の検討 → 災害廃棄物の処理

第3章 災害廃棄物等対策

災害廃棄物等の処理

災害廃棄物等の処理フロー



発生量推計

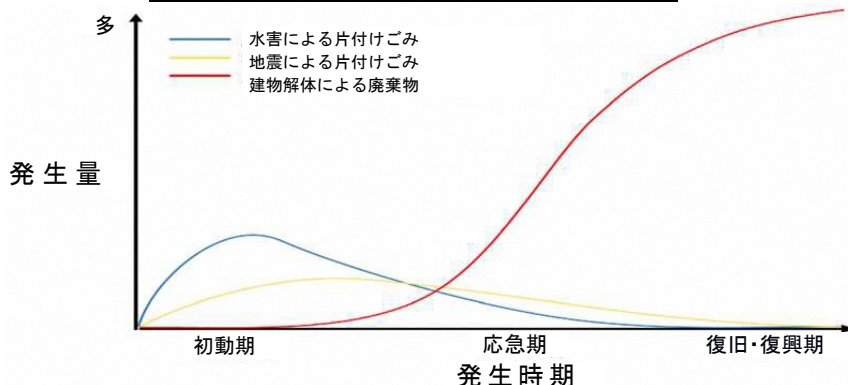
環境省の災害廃棄物対策指針による発生量推計方法を用い、生駒断層帯地震及び淀川の氾濫による発生量（種類別）を推計すると次表のとおりとなる。

地震・水害による種類別の災害廃棄物発生量推計値

災害種別	災害廃棄物（千t）					
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
生駒断層帯地震	526.2	656.1	1,581.5	200.9	157.8	3,122.5
水害（淀川）	565.9	565.9	1,634.7	207.5	169.8	3,143.6

（四捨五入により合計は合わない場合があります。）

片付けごみ・災害廃棄物の発生イメージ



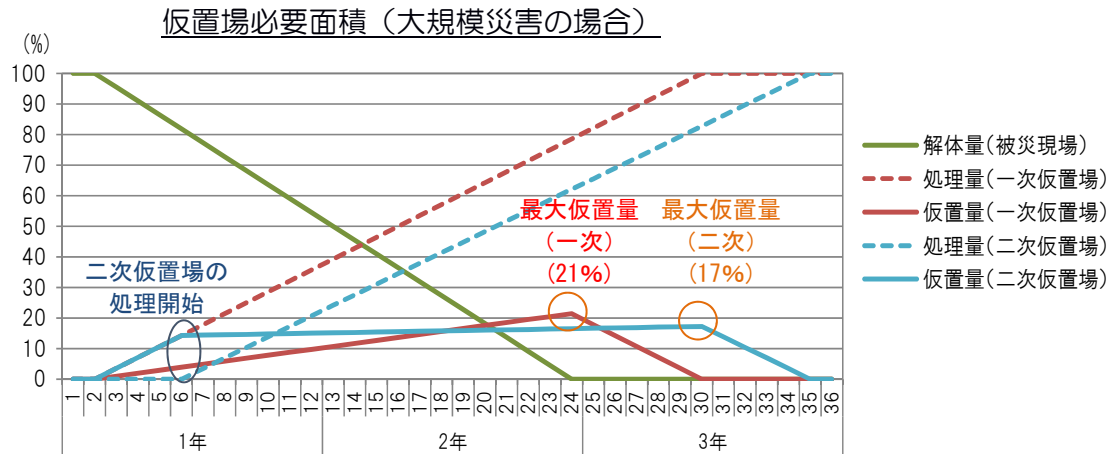
片付けごみとは、災害により発生した廃棄物のうち、全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生する廃棄物を指す。
 災害時に破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電等から成る。通常の生活ごみや、避難生活者による避難所ごみとは異なる。

仮置場必要面積推計

仮置場とは、災害廃棄物等を速やかに除去し再資源化を図りながら、中間処理を行うまでの間、一時保管し、分別・仕分けを行う場所のことである。

環境省の災害廃棄物対策指針による算定式を用い、生駒断層帯地震及び淀川の氾濫による各災害廃棄物の発生総量から仮置場の必要面積を推計すると次のとおりとなる。

- ・ 生駒断層帯地震 94.2ha
- ・ 水害（淀川の氾濫） 96.7ha



※ 災害廃棄物は、時間経過とともに徐々に仮置場へ持ち込まれるが、同時に処理を行うため、1次仮置場の必要面積については、総量による必要面積の21%である約20haを確保することで足りると推定できる。

仮置場選定

災害の種類や規模に応じて公有地・公園等から選定する。

仮置場の候補地として検討する対象地として考えられる場所は次表のとおり。

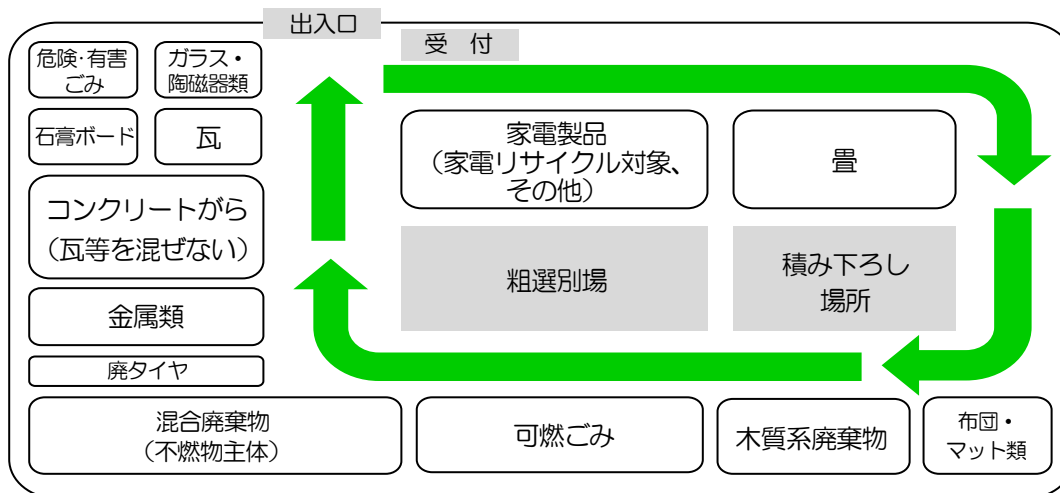
所有者	土地・空地等の種類
市	遊休地・造成地、広場・公園、運動公園、学校のグラウンド、廃棄物処理施設等
府	公園、グラウンド等の公有地
国	未利用国有地情報提供リスト（財務局より各自治体に提供されている）
民間	私立学校グラウンド、ゴルフ場、大規模駐車場、空地、未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地の借り上げ等

- ・ 概ね小学校区毎に1か所の設置を目安とする。
- ☆ 発災時には被災規模に応じて、設置数を検討する。
- ☆ 市民の利便性の高いごみステーションや住宅内の小規模公園等を片づけごみ等の集積場所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招くおそれが高いことから避ける。

仮置場運営管理

(1) 仮置場の分別配置

- ・ 災害の規模や種類などを考慮して検討する。
- ・ 分別等を行うため、最大規模の災害の場合は、5000㎡以上の土地が望ましい。分別配置の例は次のとおり。



- (2) 運営・管理中は環境モニタリングを行い、閉鎖の際は必要に応じて土壌調査を行い、原状回復に努める。

し尿の処理

(1) し尿収集必要量推計

災害種別	避難者数(人)	1日当たりのし尿排出量(L/日)
生駒断層帯地震	46,812	70,218

(2) 災害用トイレ

- ・ 仮設トイレは、大阪府へ設置要請を行う。
- ・ 本市では、各所に簡易トイレを備蓄している。

(3) 収集運搬

- ・ 本市で収集運搬体制が整備できる場合は、本市で行うが、できない場合は、大阪府へ支援を要請する。
- ・ 簡易トイレのし尿は、市の一般廃棄物として、収集・処理を行う。

枚方市 環境部 環境総務課

令和元年(2019年)10月